

## 不動産鑑定業者選定調書

7・4・43号東4丁目通の不動産鑑定評価に係る不動産鑑定業者については、次のとおりとする。

令和7年5月13日

### 1 鑑定評価を依頼する土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )
札幌市中央区北4条東4丁目	1番1の内	宅地	1,050.00

外2件

### 2 不動産鑑定業者

一般財団法人日本不動産研究所 北海道支社

#### 随意契約（特命）の理由

不動産鑑定評価については、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準（中央 用地対策連絡協議会理事会申し合わせ）」により報酬額が定められており、競争性を考慮する必要がなく、契約の性質が競争入札に適さないため。

また、事業の当初から上記の者に不動産鑑定評価を依頼しており、現況 や価格の変動等に精通していることから、迅速かつ正確な鑑定が見込まれるため。